

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第8号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例(平成4年鈴鹿市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第42条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第42条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があ</p>

<p>の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日（以下この条において「昇給日」という。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>ると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日（以下この条において「昇給日」という。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
--	--

（鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鈴鹿市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 <u>手当（第7条－第15条の2）</u></p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 <u>手当（第25条・第25条の2）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、</p>	<p>目次</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 手当（第7条－<u>第15条</u>）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 <u>期末手当（第25条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、</p>

休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

第15条 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の102.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第2節 手当

第25条 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した

休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当とする。

第15条 略

第2節 期末手当

第25条 略

職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額」とあるのは「100分の48.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第30条 給与条例第7条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第30条 給与条例第7条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。